

各種手当や助成など

保護者の負担を軽減し、子育て世帯を応援！

園 幼稚園以外に関すること 保育支援課 ☎20-8732
幼稚園に関すること 学校教育課 ☎20-8757

令和元年10月から、幼稚園・保育所・認定こども園などの利用料の無償化を実施しています。

各種手当や助成など

施設・利用区分	対象年齢及び内容	
	3～5歳児	0～2歳児
保育所・認定こども園(2・3号認定)	無償化	無償化 (市民税非課税世帯に限る)
地域型保育事業		無償化 (市民税非課税世帯に限る)
幼稚園(新制度移行) 認定こども園(1号認定)	無償化(満3歳児含む)	
幼稚園(新制度未移行)	月額2万5700円まで無償化 (満3歳児含む)	
幼稚園の預かり保育事業 ^(※) 認定こども園の一時預かり事業 (1号認定) ^(※)	3～5歳児 月額1万1300円まで無償化 満3歳児 (市民税非課税世帯に限る) 月額1万6300円まで無償化	
認可外保育施設 ^(※) 一時預かり事業(非在園児) ^(※) ファミリー・サポート・センター ^(※) 病児保育事業 ^(※)	月額3万7千円まで無償化	月額4万2千円まで無償化 (市民税非課税世帯に限る)
障害児通園施設	無償化	無償化 (市民税非課税世帯に限る)

※保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用者(2・3号認定)以外で、保育の必要性があると認定を受けた利用者のみ無償化の対象となります。

〈以下は広告スペースです〉

助かるわ〜♡

コープ共済♪



《たすけあい》ジュニアコースなら19歳までに加入すると

満30歳まで充実の保障が続く!

学生総合共済も京都生協から加入できます 大学生協のない学校に通う大学生・専門学校生もOK!

〔CO・OP共済ニュース〕
 (CO・OP共済に加入するには)
 出資金をお支払いいただき、お近くの
 生協の組合員になることが必要です。
 生活協同組合(生協)は、お店や共同購
 入でくらしに貢献しています。

CO・OP共済
お問い合わせ窓口

京都生活協同組合 コープ共済センター

 **0120-50-9431**

受付時間/午前9時～午後6時 月～土(祝日含む・年末年始は休業)

資料請求・インター
ネット加入はこちら



**KYOTO
COP**

K-81739-2211



制度概要と手続き

制度の詳細や必要な手続き等については、市ホームページを確認してください。
利用される施設・事業によっては、給食費(主食費・副食費)や日用品・行事参加費などの実費負担が発生する場合がありますが、保育所・認定こども園・幼稚園の3~5歳児については、低所得世帯や多子世帯を対象として副食費の徴収免除・負担軽減給付を実施しています。

不妊治療費の一部助成制度

問 保健推進課 ☎20-8728 ㊟21-0408 ✉ hokensuishinka@city.uji.kyoto.jp

不妊治療等を受けられた方の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成する制度です。

不妊治療等への助成

対象	宇治市に住所を有し、京都府内に1年以上お住まいの夫婦(事実婚を含む)		
助成額	自己負担額の1/2以内(上限額あり)		
申請期限	治療日の翌日から起算して1年以内		
治療項目	不妊治療	治療内容	助成上限額
		保険適用の治療(タイミング法等、人工授精、体外受精、顕微授精等)	●保険適用治療のみの場合1年度につき6万円
	先進医療(保険適用外)	●先進医療も合わせて受診した場合1年度につき10万円	
不妊治療等	●不育症の原因を特定するための検査	1回の妊娠につき10万円	
	●不育症の治療 (いずれも保険適用のもの)		

各種手当や助成など

特定不妊治療等への助成

- 対 象** 宇治市に住所を有し次の要件をすべて満たす方。
①治療開始時に婚姻していること(事実婚を含む)
②指定医療機関(府外の医療機関も対象)で特定不妊治療を受けられた方
③治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
④夫または妻のいずれかが申請日において京都府内に居住していること
- 助 成** 「体外受精」「顕微授精」等の回数超過分と通院交通費
- 備 考** 助成金額や助成回数等、詳しくは京都府のホームページもしくは京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室(☎075-414-4727)までお問い合わせください。



入院助産制度

問 こども福祉課 ☎20-8733 FAX21-0408

✉ kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院して出産することが困難な妊産婦に助産施設を提供し、出産に要する費用を助成するものです。

ご利用にあたっては、出産前に手続きをしていただく必要があります。また、所得、その他要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

所得階層により自己負担金が必要です。

未熟児養育医療

問 保健推進課 ☎20-8728 FAX21-0408

✉ hokensuishinka@city.uji.kyoto.jp

出生時体重が2000g以下の場合または生活機能が未熟なまま生まれた赤ちゃんについて、所得に応じ、入院に必要な医療費の一部が公費負担されます。医療機関より「養育医療意見書」を受け取られたら、保健推進課まで申請してください。その後、養育医療券を交付します。

出産育児一時金

▶ 国民健康保険に加入されている方

問 国民健康保険課 ☎20-8729 FAX21-0406

✉ kokuho@city.uji.kyoto.jp

▶ それ以外の方

問 ご加入の健康保険窓口

加入している医療保険（健康保険・国民健康保険等）の事務を取り扱っているところが窓口です。詳しくは、加入されている各医療保険窓口にお問い合わせください。

●妊娠85日以上の分娩であれば給付されます。

●1産児を1分娩と認め、胎児数に応じて出産育児一時金の給付を受けることができます（双子なら2人分）。

※他に「出産手当金」の制度があります。詳しくは加入されている各医療保険の窓口にお問い合わせください。ただし、市町村の国民健康保険には出産手当金の制度はありません。

子育て支援医療費支給制度

問 年金医療課 ☎21-0413 FAX21-0406

✉ nenkiniryoo@city.uji.kyoto.jp

下記の負担で受診できるよう保険診療の医療費の一部を助成します。

区分	外来	入院
対象者	中学校3年生まで	
概要	1か月1医療機関200円の自己負担で受診	

児童手当

問 こども福祉課 ☎20-8733 FAX21-0408

✉ kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

対 象 中学校修了前（15歳到達後最初に迎える3月31日まで）の児童がいる家庭

支給月額

- 3歳未満 15,000円
- 3歳～小学生
10,000円 [第1子・第2子]
15,000円 [第3子以降]
- 中学生 10,000円
- 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の世帯
①～③によらず一律5,000円
- 所得上限限度額以上の世帯
児童手当は支給されません。

支給月 6月、10月、2月
※それぞれ前月までの分を支給します。

※②の場合、18歳到達後最初に迎える3月31日までのお子さんが何人いるかで決定します。

原則、請求した日の属する月の翌月分から支給されます。さかのぼって受給できませんのでご注意ください。所得制限の額については、詳しくはHPをご確認いただくか、お問い合わせください。



児童扶養手当

問 こども福祉課 ☎20-8733 FAX21-0408
 ✉ kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

対象 ひとり親家庭および児童の父または母に重度の障害のある家庭など(状況により、対象とならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。)

支給月額 所得や扶養親族数に応じ、手当が支給されます。(詳細は下記のとおり)ただし、請求者および同居の親族に所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

支給月 各奇数月
 ※それぞれ前月までの分を支給します。

支給月額	第1子	第2子 加算額	第3子以降 加算額
全部支給	43,070円	10,170円	6,100円
一部支給 (所得に応じて)	10,160円～ 43,060円	5,090円～ 10,160円	3,050円～ 6,090円

※支給月額は物価スライド等により改定される場合があります。

多子世帯支援事業

問 保育支援課 ☎20-8732 FAX21-0408
 ✉ hoikuka@city.uji.kyoto.jp

18歳未満(18歳に達する日以後最初の年度末までの間を含む)の子どもが3人以上いて、認定こども園・保育所(園)・小規模保育事業・家庭的保育事業を利用している子どものいる世帯で、保育料の階層が一定以下の場合には第3子以降の保育料が減免(無料化)されます。減免を受けるためには申請が必要です。
 詳しくは、保育支援課までお問い合わせください。

育児休業給付

問 ハローワーク宇治  8C
 ☎20-8609(部門コード 21#)

雇用保険加入者が対象で育児休業中の方に支給されます。支給要件がありますので、詳しくは宇治公共職業安定所(ハローワーク)の窓口で確認をしてください。

各種手当や助成など

パパが産休 家族にサンキョウ



さんきゃうパパ
プロジェクト

子育て世代包括支援センターとは？

～妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援～

妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援を目指し平成30年4月に設立されました。

妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、切れ目のないきめ細やかな支援を提供出来るよう職員一同取り組んでいます！

こども福祉課
☎20-8733



ひとり親、子育て支援全般

こども家庭相談専用
ダイヤル ☎39-9178

子育てに関する悩み、
心配ごとの相談

保育支援課
☎20-8732



保育所、こども園など子どもの
預かり全般

保健推進課
☎20-8728



妊娠、出産、母子保健全般

妊娠前

妊娠期

出産

産後

育児

妊娠に関する
普及・啓発

妊婦面談

不妊治療助成

産前・産後を通しての事業 (パパママ教室・おはなし会や育児相談会)

妊婦健診

妊婦歯科健診

妊婦訪問

乳児家庭
全戸訪問

新生児訪問

乳幼児健診

予防接種

乳幼児への家庭訪問

子育て支援策

- 保育所、認定こども園など
- 病児保育 ●一時預かり
- ファミリー・サポート・センター
- その他子育て支援関連事業

